

電気冷凍庫の表示事項等（案）について

1. 表示事項について

製造事業者等が表示すべき事項として、次のとおりとする。

- イ) 品名又は形名
- ロ) 定格内容積
- ハ) エネルギー消費効率
- ニ) 外形寸法
- ホ) 家庭用電気冷凍庫製造事業者等の氏名又は名称

2. 遵守事項について

表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項は、以下とおりとする。

- ① 定格内容積は、JIS C9801-3(2015)に規定する定格内容積をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、JIS C9607(2015)の規定によるものとする。
なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する家庭用冷凍庫にあつては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵用に切換えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること。
- ② エネルギー消費効率は、キロワット時毎年単位の年間消費電力量を整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、JIS C9607(2015)の規定によるものとする。
- ③ 表示事項の表示は、家庭用冷凍庫ごとに、本体の見えやすい箇所に容易に消えない方法で記載し、又は本体の見やすい箇所に容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行う。